

教育予算の拡充を求める意見書

子どもたちが全国どこに住んでいても、どのような環境に育っていても、一定水準の教育を受けられるという権利を保障するため、「教育の機会均等」が謳われている。しかしながら、我が国のGDPに占める教育費公財政支出の割合は、OECD加盟国（34か国）の中において最下位であり、教育に対する公財政支出が国際的にも低いと言わざるを得ない。それが、親の経済力の違いによる「教育格差」の問題ともなっている。また、1学級あたりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が他の加盟国と比べて多くなっている。自治体が見通しをもって安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要で、一人一人の子どもたちへのきめ細やかな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現する必要がある。このような中、文部科学省は、教育再生実行会議の第5次提言を踏まえて教職員定数改善計画案を策定し、その実現を図っているところである。さらに、昨年11月の参議院文教科学委員会においても教職員定数の計画的な改善等を求める「教職員定数の充実等義務教育環境の整備に関する決議」が全会一致で行われたところであり、国は、今後の予算に当たっては十分尊重すべきである。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要であり、未来への先行投資として、子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があることから、下記事項について要望する。

記

- 1 義務教育水準の維持向上をはかることが重要であることから、小学校の全学年において、順次現行の小学校第1学年と同様の少人数学級を導入すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持と義務教育費の総額を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月29日

伊万里市議会

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様
文部科学大臣 様